



福島国道維持出張所だより

当出張所は、道路を安全に利用できるよう、路面や照明等の補修・清掃、除草、除雪作業等を行っています。安全に道路を利用していただけよう、引き続き維持・管理を行っていきます。



国道4号 管内歩道除草計画のお知らせ (令和6年7月5日現在)



6月初旬より、福島国道維持出張所管内（本宮市荒井地内～伊達郡国見町貝田地内）では、歩道の除草作業を順次進めております。

作業中は歩行者や走行車両の安全確保のため、やむを得ず車両規制を行うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※作業にあたっては予定区間・期間にかかわらず、雑草等の繁茂状況等に応じて優先的に行う場合があります。

福島国道維持出張所 管理区間		
国道4号	本宮市荒井 ～国見町貝田	56.7km
国道13号	福島市杉妻町 ～森合町	1.9km
計		58.6km



7月下旬まで
福島市本内地内～
(本内地下歩道付近)
伊達郡桑折町谷地地内
(久仁内歩道橋付近)

7月中旬まで
二本松市杉田町地内～
(北杉田地下歩道付近)
二本松市羽石地内
(羽石川橋付近)

除草作業完了

7～8月中旬まで
伊達郡桑折町久仁内地内～
(久仁内歩道橋付近)
伊達郡国見町貝田地内
(県境まで)

除草作業完了



管内の除草作業は基本的に年に一度、車両の視認性や歩行者の安全等の確保を目的として除草を行っています。また、法面等の除草範囲は基本的に歩道利用者の通行の支障とならないよう、歩道から約1mの範囲に限定しております。除草作業は順次行う予定ですが、草等の生育も早いため、沿道の皆さまには危険の無い範囲にて除草のご協力をお願いいたします。
※除草作業計画の時期については、天候状況などにより、変更になる場合があります。



特殊車両取締りを実施しました

令和6年6月17日 伊達郡国見町地内（国見パーキング下り）において、福島北警察署 桑折分庁舎の協力のもと、特殊車両の指導取締りを実施いたしました。

当事務所では特殊車両の通行許可が適切に履行されているか指導取締りを行っています。

今回の取締りでは、特殊車両計5台に対し許可書等の確認を行いました。



※一部抜粋



車両の諸元	一般制限値
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル
重さ(総重量)	高速・指定道路・・・25.0トン その他の道路・・・20.0トン
軸重	10.0トン
隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満・・・18.0トン 隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上かつ隣り合う車軸の軸重が9.5トン以下・・・19.0トン 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上・・・20.0トン
輪荷重	5.0トン
最小回転半径	12.0メートル



寸法について



重量について



上記の表の限度を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要になります。
申請は忘れずに行ってくださいようお願いいたします。

国道4号・13号を走行中に道路や道路付属物を壊してしまったら？

事故等での道路や道路付属物を壊したままにしておくと、さらに大きな事故の発生につながる恐れがあり大変危険です！速やかに最寄りの警察へ通報の上、当出張所までご連絡願います。

道路や道路付属物を壊してしまった場合は、修理費用を負担して頂く事になります。走行の際には安全運転にご協力をお願いいたします。

また長時間の運転の際には、適度に休憩を取りながら事故のないよう気をつけて運転願います。



国道4号（本宮市荒井～国見町貝田）及び
国道13号（福島市杉妻町～森合町）の管理を行っています

国土交通省 東北地方整備局
福島河川国道事務所 福島国道維持出張所

住所：〒960-8153 福島市黒岩字浅井1-1
TEL：(024)-546-0524
FAX：(024)-545-1032

※道路の異状に関する情報提供先は
道路緊急ダイヤル
#9910（通話料無料）

